

令和6(2024)年度  
事業計画

Shiroukyo 2024 ActivitiesPlan



くらしつなく ひとをつなく ちいきつなく

一般社団法人

滋賀県老人福祉施設協議会

## 基本方針

2022年初頭から感染が拡大したオミクロン株は、その感染力の強さから、地域全体へ感染を広げ、会員施設でも同時多発的にクラスターが発生いたしました。施設内で次々と陽性が判明する初動では、経口治療薬の初期投与など迅速な対応が重症化予防の鍵となりますが、年末年始のタイミング等、配置(嘱託)医をはじめとする医療機関の協力が得られない困難な事例もありました。また、複数の職員が五月雨式に罹患することにより勤務シフトが組めなくなり、夜勤者がいないなど施設機能が著しく低下する事態にも陥りました。

5月8日からようやく新型コロナウイルスの感染症法上分類が「5類」に移行されます。季節性インフルエンザと同じ分類となり、隔離措置、入院調整などの行政の関わりも段階的に縮小される見込みですが、発熱者の診療などコロナ医療がどこまで平時に移行するのかは不透明です。今後、高齢者施設でコロナ陽性が判明した場合の対応は、これまでのノロウイルスや季節性インフルエンザ等の集団感染と同様、圏域の保健所など各関係機関と協力関係を構築しておく必要があります。つまり、防ぐべきは私たち福祉施設・事業所が孤立することであり、そのために地元保健所・配置(嘱託)医・協力医療機関との連携フローを今一度確認しておかなくてはなりません。

令和6年度は、第9期介護保険事業計画の最終年度となります。昨年12月に公表された社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」では、生産年齢人口の急減により人材確保がますます困難になることが指摘されました。全体で見れば高齢者人口増でサービス需要は高まる一方、山間部では介護ニーズがピークアウトしているエリアもあり、介護サービス提供基盤と人材配置を広域的観点から調整していく必要があります。特に特養の入所待機者は減少傾向であり、要介護1・2に係る特例入所を地域により柔軟に取り扱うことなどの検討も始まります。また、訪問介護や通所介護などを組み合わせた複合型サービスの新類型も示されました。

滋賀県老人福祉施設協議会としても、これらの政策動向と歩調を合わせ、会員施設職員の処遇改善や施設経営に資する活動活性化を図ります。具体的には、介護現場における高齢者の権利擁護の推進、感染症や自然災害等への対策強化、ケア現場で抱える課題の集約と施策提言、テクノロジーを活用した現場革新の試み促進、関係各機関・他団体との連携強化など、事業者団体として会員の声を結集し発信いたします。次世代の施設長も増えつつあり、会員施設長同士が気軽に意見交換するなど顔の見える関係を築く活動にも取り組みます。

「一般社団法人」化による新体制3年目として、社会的な信用を高め、運営基盤を強化し、諸課題の解決へ向けて、より強固な推進体制を構築いたします。

ブロック活動や委員会活動等による施設間の連携、地域とともにある社会福祉法人として地域課題の解決と県民の福祉増進に寄与できるよう活動を進めます。以下の重点目標のもと、諸事業に取り組みます。

## 重点目標

- 1 一般社団法人化による新体制を構築、社会的信用度を一層高め、超高齢社会における責務を着実に果たし、当会事業を円滑に進めます。
- 2 介護現場における高齢者の権利擁護、事故や虐待防止などの取組を推進します。
- 3 サービスの質向上、人材採用、育成等 各会員施設の経営課題解決に資する研修会等を実施、魅力ある団体活動を展開、会員拡大へとつなげます。
- 4 物価高騰等に関する調査等、福祉施設経営・ケア現場が抱える課題を集約し、政策提言へとつなげます。
- 5 行政・他団体・関係諸機関との連携を強化します。
- 6 研究者・士業等、各活動において外部専門家との連携を図ります。
- 7 感染症・災害発生時各施設の事業継続計画の策定促進及び被災時の相互支援の仕組みづくりに取り組みます。
- 8 全国老人福祉施設協議会、近畿老人福祉施設協議会との情報交換会等により連携強化を図ります。

## 1. 委員会活動

### (1) 総務委員会

会長等執行部の求めに応じて、事業運営や規程の改廃等について定款や法人規程等コンプライアンスの観点、また社会情勢等広い視点から意見を述べます。加えて、施設長等経営層同士の意見交換や交流の場等の企画、及び他の委員会に属さない事業や政策提言のための調査、提言の素案策定等に取り組みます。

### (2) 養護老人ホーム委員会

養護老人ホーム会員の交流、経営政策動向・課題整理等を行い、協議会全体と共有します。

### (3) ケアハウス委員会

ケアハウス会員の交流、経営政策動向・課題整理等を行い、協議会全体と共有します。

### (4) 人材委員会

各会員施設の人材採用、採用後の育成及び定着に関して仕組みや体制が強化される研修会・勉強会、意見交換会等を企画開催します。

### (5) 職種別研修委員会

会員施設で従事する各職種・専門職における横のつながり・連携を促進し、相互研鑽の研修会等を企画開催する。

例) ケアマネ部会、介護部会、生活相談員部会、栄養士部会、看護部会、デイ部会、事務部会、リハビリ部会 等々

### (6) 災害・感染症対策委員会

各会員施設の日頃からの備えと業務継続に向けた取組が強化・推進される研修会等を企画開催します。

### (7) ICT・デジタル委員会

より質の高いサービス提供のためのICT(情報通信技術)等に関する研究と研修会等を企画開催する。

### (8) 研究協議大会実行委員会

第14回目を迎える研究協議大会は中止とし、「第3回全国老施協大会・研究協議大会 JSフェスティバル IN 滋賀」の企画検討、開催をします。

## 2. プロジェクト

- (1) 介護の魅力発信プロジェクト(しがけあプロジェクト)への参画
- (2) 介護職員の看取り介護技術向上研修事業の実施

## 3. 役員会等

正副会長会、役員会、施設長交流会など、会員相互の連携をより強化する協議の場の充実を図る。

## 4. ブロック活動

大津、南部、甲賀、東近江、湖東、湖北、高島各ブロックのブロック長を中心とし、ブロック内会員施設の交流促進を図る。

## 5. 滋賀県社会福祉関係団体予算対策協議会

滋賀県社会福祉関係団体予算対策協議会への参画は正副会長、若しくは理事会にて担当等をその都度協議し進めるものとする。

## 6. 外部機関との連携

- (1) 滋賀県社会福祉協議会 縁創造実践センターとの連携
- (2) 滋賀県社会福祉協議会 えにしアカデミーとの連携
- (3) 滋賀県社会福祉協議会と正副会長意見交換会(適宜)
- (4) 滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課等との意見交換会(適宜)
- (5) 滋賀県介護サービス事業者協議会連合会との連携(適宜)
- (6) 全国老人福祉施設協議会・近畿老人福祉施設協議会との連携強化
- (7) 滋賀県老人福祉施設・京都市老人福祉施設との連携強化
- (8) 滋賀県介護視線専門員連絡協議会との連携強化

## 7. 機関・団体等の委員活動

県・各種職能団体が主宰する委員会・部会等へ委員として参画し、活動する。また滋賀県総合防災訓練へ参画する。

## 8. 人権研修の開催

人口の4人に1人が65歳以上となる高齢化社会を迎え、施設職員と利用者が共に生きる時代へ移行するなか、幸せに生きるための権利を考える。